

特別養護老人ホームひだまりの里入居のしおり

____ 様の入居日時は 月 日 (曜日)

午前・午後 時です。

お迎えは 時 分頃うかがいますのでそれまでに準備を
してください。

____ 様の担当生活相談員は 長澤 一秋・佐野 洋輔

介護支援専門員は ^{えばた} 絵幡 孝一です。

どうぞよろしくお願ひ致します。ご不明な点はいつでもお問ひ合
わせください。 (電話 043-442-5500)

※このしおりは入居後の生活や各種手続き等について案内しております。よくお読
みいただきまして準備をお願い致します。入居中何か不明な点があった場合、こ
ちらのしおりをご活用いただくか、直接施設へお問ひ合わせください。

1. 準備していただくもの

- 介護被保険証・介護負担割合証・介護保険負担限度額認定証
- 衣類を入れる収納ケース・家具（使い慣れた物や愛着のある物）
- 居室のくすかご
- 口腔ケア用具（歯ブラシ・歯磨き粉・プラスチックのコップ等）
- 入れ歯ケース（食品保存用の小さな容器でも結構です。）大きい物は×
- 義歯洗浄剤
- マウスウォッシュ（あれば尚良い）
- リハビリシューズ（上履き） 2足
- 衣類 5着（上下に分かれているもので動きやすいもの）
- パジャマ 3着
- 肌着 5着
- 靴下 5足
- タオル 5枚
- バスタオル 5枚
- 電気髭そり・T字の髭剃り
- ヘアブラシ（必要な方）
- 介護食器（必要な方）
- ティッシュペーパー
- 洗濯ネット（大きなもの）5枚
- 洗濯かご
- 車いす用のクッション（必要な方）



※衣類を入れる収納ケースの一例です

おしぼりは施設でご用意いたします。

＊＊持ち物全てに氏名の記入をお願い致します＊＊

衣類への記名については白い布を縫い付けていただくのが適切かと思いますが、マジックペンで直接記名していただいても構いません。その場合はわかりやすい場所へお願い致します。（上着なら裾の裏、ズボンならウエストの裏など。）黒や紺など色の濃い衣類については洗濯表示のタグに記入して頂くとわかりやすいかと思います。

特に施設での洗濯を希望する方については、 ひだまり ○○太郎 と

いように記名をお願いいたします。記名の無い場合には洗濯には出せませんので必ずお願いいたします。また、ボタンのほつれやズボンのゴムがゆるくなっている場合はその都度直していただくようお願い致します。

！ 注 意 ！

また、金銭の持ち込みはご遠慮願います。万一紛失しても、当施

設では責任を負いかねますので、ご了承ください。

2. 入居当日の手続き

- 入居契約約款（契約書）
- 重要事項説明書
- 医療行為に関する希望・意思確認書
- 終末期の看取りに関する意向確認書
- 診療情報提供書もしくは紹介状
- 介護被保険証・介護負担割合証・介護保険負担限度額認定証
- 健康保険証（国民健康保険等）
- 後期高齢者医療被保険者証 ※保険証類は原本でお願いします。

以上のものを相談員又は介護支援専門員へ提出してください。介護保険証と健康保険者証・後期高齢者医療被保険者証は退所日までお預かりいたします。保険証類の変更、切り替えがあった場合は速やかに事務所まで提出してください。医療保険の保険証の提出がないと急な病気で病医院に受診する場合に困りますので、ご協力をお願い致します。また国民健康保険の方については年度末に切り替えがありますので、新しい保険証が届きましたら直ちに事務所まで提出してください。

3. 入居後の生活について

1) 洗濯

入居期間中の衣類の洗濯については、施設で行うこととなりますが、高価な衣類や洗濯によって縮むような物のクリーニングについてはご家族の方をお願いしております。

ご面会も兼ねていただいた折に、衣類の交換や、不足した衣類の追加などご家族をお願い申し上げます。

また、季節の変わり目には衣替えをお願いいたします。施設内は冷暖房が完備されておりますので、夏場も薄手の長袖をご用意下さい。また名前が消えていないかどうか時々確認してください。

入浴日 入居された各ユニットのご担当者にお尋ね下さい。

2) 面会時間

面会時間は、原則として午前8時30分～午後5時30分までとなっております（上記以外の時間に面会を希望の方は、ご相談ください）。

玄関にてスリッパに履き替えていただいた上で、面会をお願いします。（正面玄関が施錠されている場合はインターホンをご利用下さい。事務当直が対応致します）

また、風邪やインフルエンザ等の流行時期は面会の制限をさせていただき、全員マスクの着用と手指の消毒をして、短時間でお帰りいただくようお願いしておりますので、ご協力ください。

☆施設内への食べ物の持ち込みについて

①面会者が飲食物を持参し、その場で提供する品

持ち込み可

- 生ものや総菜は当日購入・当日調理・移動中の保冷・ユニット職員への連絡をお願いいたします。

持ち込み不可

- 生卵・二枚貝（カキなど）

※持ち込まれた食品は当日喫食とし、残り物はお持ち帰りください。

②面会者が飲食物を持参し、職員に預ける品

お預かり可

- 賞味期限・消費期限の記載があり、未開封の物

※賞味期限のない物でも、梅干しは期間を1ヶ月と決めてお預かり可とします。

お預かり不可

- 賞味期限・消費期限の記載のないもの。記載はあるが開封されているもの

- 賞味期限・消費期限の記載はあるが、食中毒の危険性の高いもの（生もの・生卵・総菜・生野菜・果物）

ノロウイルス流行時期等、時期によりましては食品の持ち込みを全面禁止させていただくこともございますので、ご了承願います。

3) 入居中の医療機関への受診について

当施設の協力病医院は日吉台病院・千葉中央メディカルセンターと佐倉デンタルクリニックです。嘱託医師である日吉台病院の診療科目は内科・外科・耳鼻科・泌尿器科となっております。それ以外の専門医の受診が必要となった場合は契約をしている協力病院へ受診致します。

協力病医院への受診（定期受診）についてはこちらで付添い・送迎は行いますが、他の医療機関受診の場合はご家族様の付添いをお願いしておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

お薬についてですが、最低限一ヶ月分持参してください。

4) 緊急時の対応について

ご高齢者の利用が多い施設ですので、慣れない環境下ではいつ事故や疾病が発生し、かつ容体が急変する場合があります。この場合は協力病医院で緊急の医療処置を行う場合がございます。疾病の状況により入院となる場合がありますが、**入院となった場合、なるべく当日入院をされた病院にて入院の手続きを行うようお願い致します。**また退院してこちらへ再入居する場合は連絡いたしますので、入院料の精算を速やかに行ってください。

注) 外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、利用者負担段階第1～3段階の方は6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金（通常料金・1日2,300円）が発生します。また第4段階の方はそのまま通常料金が発生します。

但し、緊急ショートステイによりその居室を使用することについて事前に同意を得ている場合は、その利用した期間に限り居室確保料は発生しません。

注) 欠食等があった場合も1日分を徴収致します。

注) 入院時のオムツ等に関してはご用意していただく必要がありますのでご了承ください。

5) 外泊・外出について

介護老人福祉施設は一つの生活の場所であり、もうひとつの家庭と考えてください。ご利用者にとっては家庭への外泊・外出は何よりの心の支え、リハビリにつながると考えております。ご家族のご都合もあるとは思いますが、できるだけ外出・外泊の機会を作っていただけようようお願い致します。

す。外泊・外出については届け出が必要です。用紙は各階のスタッフステーションにありますので遠慮なく職員にお申し出ください。

※ 発熱や体調不良の場合には見合わせとなります。

6) 理容室について

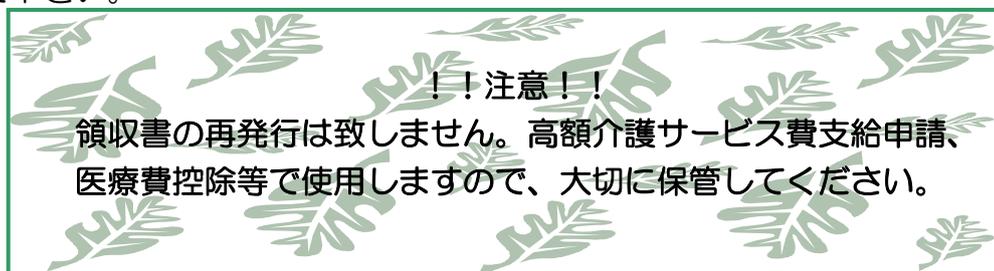
当施設では理容日をもうけております。ご希望のある方は各階スタッフステーションへお申し出下さい。

7) 行事について

当施設では日々のレクリエーションの他に外出の行事を企画しています。4月の花見・7月の七夕・10月の芋掘り等・・・その他誕生会・昼食バイキング・おやつ教室等も企画しております。

4. 利用料金支払いについて

- ① 利用された月の翌月 20 日頃までに請求書を郵送します。施設利用料は毎月 27 日に原則預金口座引き落としです。
- ② お支払いいただきますと、領収証を郵送します。領収証は大切に保管して下さい。



5. 各種書類への同意について

入居後、ご利用者が健康で充実した生活を送っていただけるよう、看護・介護、機能訓練指導員、栄養管理について部署毎に計画を立てることになっております。介護支援専門員からはケアプラン、リハビリからはリハビリテーション実施計画書、栄養士からは栄養ケア計画書が発行されますので、内容についてのご確認と同意（サインと押印）について、ご協力をお願い致します。またこの計画書は定期的に見直しされますのでその度に同意をお願い致します。（計画書は面会時にお渡しするか郵送と致します）

6. 各種手続きについて

1) 介護認定の更新手続きについて

介護保険のサービスを利用するには介護認定を受けている事が前提となっております。介護認定には有効期間があり、その認定の満了する60日前から更新申請が可能となっております。この更新申請を行わないと、有効期間満了日以降、サービス（入所）の利用ができなくなりますのでご注意ください。

更新申請手続きは、当施設の介護支援専門員が代行いたします（ご家族で申請されても構いません）。

更新日が近づくと各市町より更新の申請書が郵送されますので、施設へ持参（または郵送）してください。

【ご家族で申請される場合】申請には申請用紙と介護保険証が必要となります。介護保険証は施設でお預かりしておりますので、事務所まで声をかけてください。申請書には現在入所・入院している施設（病院）名（※1）や主治医（※2）について記載する欄がありますので、以下を参考として記入してください。

（更新申請時の記入例）

※1 入所施設名	特別養護老人ホームひだまりの里
所在地	〒289-1107 千葉県八街市八街は 2-339
電話番号	043-442-5500
<hr/>	
※2 主治医	今村 正成
医療機関名	日吉台病院
所在地	〒286-0201 千葉県富里市日吉台 1-6-2
電話番号	0476-92-0001

介護認定は申請から結果が出るまで約 1 ヶ月かかります。また市町によってはそれ以上かかる場合もあり、有効期間満了日を過ぎても結果が届かない事もありますので、更新の案内が届きましたら速やかに申請を

行ってください。特に身体・運動能力の高い方については要支援と認定される場合もあります。要支援と認定されると認定満了日以降、施設入所サービスは利用できなくなります。その際にご相談させていただきますが、認定満了日間際にそのような事態にならないよう、早めの申請をお願い致します。

また、結果（新しい介護保険証）が届きましたらすぐに施設までお持ちください。

2) 負担限度額認定証について

料金表や利用者負担説明書にあるように、食費と居住費については保険適用外のため全額自己負担となっております。利用者負担は所得などの状況から第1～4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策がもうけられております。「利用者負担」のどの段階に該当するかは**市町が決定**します。第1～3段階の認定を受けるにはご利用者本人（あるいは代理人の方）が申請し、市町より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また「**認定証**」の提示がないといったん第4段階の利用料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。この認定証には有効期間があります。毎年6月30日で期間が満了するため更新の手続きが必要となります。この手続きは前年度の所得等から市町が該当すると思われる方について申請書を送付します。所得等によっては7月1日以降該当とならない方（第4段階）もいらっしゃると思いますので、ご理解をお願い致します。不明な点は各市町へおたずねください。

以上の2点について、更新の案内と結果の通知は全てご利用者宅に送付されますので、速やかに手続きを行い、結果がでましたら直ちに施設へお知らせください。何らかの事情で施設にて代行申請する場合がありますが、ご利用者（または代理人の方）が現在何らかの申請を行っているという認識をもっていただくことと、結果はご利用者宅に送付されることをお忘れにならないよう、ご協力をお願い致します。

3) 高額介護サービス費について

高額介護サービス費とは 1 ヶ月に支払った介護保険利用料（1 割負担分）の合計が高額な場合に「世帯の負担上限額」を越えた額が戻ってくる制度です。該当する方には各市町より通知されますので、該当月の利用料領収証を添えて申請してください。前にも述べましたように、領収証の再発行は原則として行いませんので、大切に保管してください。

4) その他

療養中の不安やご指摘等ございましたら、いつでも生活相談員まで、ご連絡、ご相談ください。